

豊明市立学校給食センター統合再整備事業 「入札説明書に対する質問・意見への回答」に対する再質問への回答

No	資料名等	頁	No.	質問・意見内容	回答
1	入札説明書に対する質問・意見への回答	3	No.24	様式5-8の項目に関して、「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」のうち、調理設備の費用は起債対象となるとの回答ですが、「③建設業務」に含まれる「調理設備工事」と「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」に含まれる「調理設備」の違いをご教示ください。（調理設備に関して「工事」と「調達・設置業務」はどのように区分したらよいかご教示ください。）	調理設備の費用は、「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品、運営備品調達・設置業務」に計上ください。 「③建設工事」の直接工事の「調理設備工事」の項目は重複しますので、削除します。 「様式集（Excel編）0806修正版」をご確認ください。

豊明市立学校給食センター統合再整備事業 「様式集に対する質問・意見への回答」に対する再質問への回答

No	資料名等	頁	No.	質問・意見内容	回答
1	様式集(Word編)に対する質問・意見への回答	2	No.15	様式集に対する質問・意見への回答No.15にてお答えございましたが、「*有価証券報告書又は税務申告書(各構成員の直近3期分)を添付すること。～また、企業名は記載せず、設計企業A、建設企業B等に置き換えて示すこと。」について、各構成員の書類全ての企業名及びそれを類推させる記載に黒塗りを施すとなると書き換えに膨大な労力を要することが考えられます。今一度ご再考いただけないでしょうか。	提出書類は、審査に関する事で、提出をお願いする事をご理解頂き、その上で、各構成員の直近3期分の「貸借対照表」「損益計算書」「販管費や製造原価の内訳までわかる書類」を別冊に綴って1部ご提出ください。企業名は設計企業 A、建設企業 B 等に置き換えてお示ください。ただし、「貸借対照表」「損益計算書」については、参加表明時に、既にご提出いただいている企業は、再度の提出は不要とします。
2	様式集(Word編)に対する質問・意見への回答	2	No.15	様式集に対する質問・意見への回答No.15で「貸借対照表」「損益計算書」「販管費や製造原価の内訳が分かる書類」の添付で可能ということですが、それでも各社3期分、構成員分を16部作製すると、各ファイル100ページ近くなり、合計で1000ページ以上の印刷となります。紙資源の削減の観点、提出した財務諸表の管理リスクの観点、企業名の置き換え作業に係る時間の観点から、財務諸表を提出するのではなく、様式5-2の添付書類として、貸借対照表・損益計算書の各社3期分の一覧表を添付するという形にしていただけないでしょうか。	No.1を参照ください。
3	様式集(Word編)に対する質問・意見への回答	2	No.17	添付が必要となる有価証券報告書等について、「別冊として綴じること可」としてご回答頂いておりますが、別冊であれば企業名の黒塗り等企業名を隠すことは不要として考えて良いでしょうか。	No.1を参照ください。
4	様式集(Word編)に対する質問・意見への回答	2	No.17	「提案書提出時も提出ください。様式5-2の添付書類については、別冊として綴じること可とします。」とのご回答にて、別冊に綴ることとした場合は、黒塗りについて省略可能とする等をご再考いただけないでしょうか。	No.1を参照ください。
5	様式集(Excel編)に対する質問・意見への回答	7	No.71	様式集に対する質問・意見への回答No.71にて様式5-9は、合計項目に税込み金額を記載しても問題ないとのことですが、本様式(様式5-8)は税込み金額を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

豊明市立学校給食センター統合再整備事業 「様式集に対する質問・意見への回答」に対する再質問への回答

No	資料名等	頁	No.	質問・意見内容	回答
1	要求水準書に対する質問・意見への回答	1	No.2	<p>入札説明書等のその他部分に対する質問・意見への回答(要求水準書に対する質問・意見への回答No.2)に、「関係各課と協議により、要件を満たす内容にする必要が出てくる可能性があります。」とありますが、消防と協議した際にいくつか意見をいただきましたので、下記1~3番それぞれに対してご回答をお願いいたします。</p> <p>①[豊明市開発行為等に関する指導要綱]では対象外となるものの、規模と用途から消防水利(防火水槽)の任意設置を依頼されました。従って、今回は防火水槽を設置するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>②設置している厨房設備を同時に使用するかどうかに関わらず、最大消費熱量の合計が350kw以上の場合、200㎡以内の区画又は特殊消防設備の設置を要求されました。また、最大消費熱量の計算には蒸気の熱量も含むとのことですが、上記要求に沿って計画を行うということよろしいでしょうか。</p> <p>③ピット内が配管及び配線のみ設置となっても、当該ピットが建築面積全体であり、かつ人が点検等のために容易に入ることができる場合は、ピット内に敷設された配線から火災発生の危険も生じるため、消火器の設置を要求されました。また、自動火災報知設備については、配線部からの火災を早期に覚知するため感知器の設置を要求されましたが、こちらも上記要求に沿って計画を行うということよろしいでしょうか。</p>	<p>①について、豊明市役所防災防犯対策課及び尾三消防本部豊明消防署予防課と協議した内容で計画してください。</p> <p>②について、尾三消防本部豊明消防署予防課と協議した内容で計画してください。</p> <p>③について、尾三消防本部豊明消防署予防課と協議した内容で計画してください。</p>
2	要求水準書に対する質問・意見への回答	1	No.4	<p>「公共残土で見込んだ分について、事業実施時において変更が生じた場合、その差額は協議で調整」とご回答頂いておりますが、例えば購入土が必要となった際は増額の協議に応じて頂けるという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>入札提案時の適正な価格提案競争の確保のため、その後の事業実施事における安易な増額協議は想定しておりません。</p> <p>「差額の協議で調整」とは、基本的にはやむを得ない事情の場合を想定していますので、適切に見込んだ上での提案をお願いいたします。</p> <p>なお、7/30回答に記載のとおり、提案事業者で情報が無い場合は、都市計画課より案内した自治体、事業者等との協議を行った上で提案していただく形を想定しています。</p>

3	要求水準書に対する質問・意見への回答	1	No.6	冷蔵室及び冷凍室の扉は自動扉を想定しているとのことご回答をいただいておりますが、昨今の学校給食センターでは手動扉で計画することが多いと認識しております。 給食場内の冷蔵室・冷凍室扉を全て自動扉とした場合、大幅なコスト増となるため、自動扉で計画する箇所については、事業者提案に委ねていただけないでしょうか。	手の接触による汚染防止等の衛生的かつ作業効率の観点から、自動扉が望ましいと考えていますが、運営上支障が無い箇所については、事業者提案に委ねます。
4	要求水準書に対する質問・意見への回答	2	No.13	要求水準書に対する質問・意見への回答No.13「電池の残量が少なくなったら通知が出る等、電池切れによる停止防止策が取られている製品であれば構いません。」とありますが、電池の容量を示す電波時計を見つけることができませんでした。調理エリア以外の事業者が使用する諸室のみ、定期的な電池交換等を実施する条件で電池式電波時計をお認め頂けますでしょうか。	調理エリアを除き、必要な措置を講じた上で業務に支障が出ないことを前提に電池式のものでも構いません。
5	要求水準書に対する質問・意見への回答	-	-	ご回答内容を反映した要求水準書を公表頂くことは可能でしょうか。	要求水準書と質問回答は一体を成すものであるため、併せてご確認ください。
6	要求水準書	p25		練り物の食材動線についてですが、荷受・検収を行う諸室について衛生の観点には十分に留意は致しますので提案に委ねさせて頂いてもよろしいでしょうか。	今回の再質問は、公表済みの回答に対する質問を受け付けるものであり、新たな質問については公平性の観点から未回答とします。

豊明市立学校給食センター統合再整備事業 「事業契約書（案）に対する質問・意見への回答」に対する再質問への回答

No	資料名等	頁	No.	質問・意見内容	回答
1	事業契約書(案)に対する質問・意見への回答	5	No.33	事業契約書(案)に対する質問・意見への回答No. 33にて守秘義務についてご回答ございましたが、ただし書き記載の者以外に、構成員、構成員が事業契約に基づき委託又は請け負わせた者についても、当該委託・請負業務の遂行に必要な範囲において、発注者の改めでの承諾なく秘密を開示できるとして頂けますでしょうか。	ご指摘の者に対する当該委託・請負業務の遂行に必要な範囲での開示について承諾するものとします。ただし、第74条第4項に規定するとおり、秘密保持のための適切な措置を講じてください。
2	事業契約書(案)に対する質問・意見への回答	5	No.33	事業契約書(案)に対する質問・意見への回答No. 33にて守秘義務についてご回答ございましたが、「弁護士や公認会計士等」には受注者に融資する融資金融機関の弁護士等も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)に対する質問・意見への回答	6	No.42	7/30公表の事業契約書（案）に対する質問・意見への回答No. 42にて、「施設整備業務相当額の物価変動で変動した分は割賦料で調整する」とご回答いただいた内容については、事業契約書（案）においても「一時支払金の対象となる範囲の物価変動で変動した分については割賦料の増減によって調整する」等追記していただけないでしょうか。 事業契約書（案）第6条において、事業契約書（案）は質問回答を含む入札説明書等よりも優先順位が高く、内容に矛盾がある場合には事業契約書（案）に記載された内容が優先されると理解したため、上記質問を上げさせていただきました。	ご質問いただいた件につきましては、一時支払金の対象となる範囲の物価変動で変動した分についても当然、割賦料の増減によって調整する想定のため、事業契約書（案）第6条に該当する”矛盾”に該当しません。そのため、本回答が採用されることから、原案の通りとさせていただきます。
4	事業契約書(案)	-	-	事業契約書（案）の内容について要望がある際は、事業契約書締結までに協議頂くことは可能でしょうか。	契約締結協議は行いますが、原則、応募に影響する事項については変更しません。